

宗像市管理施設における 化学物質使用に関する ガイドライン

平成25年5月改訂
宗 像 市



今日、日常生活のさまざまな場面で化学物質に接する機会が増えたことから、人の健康への影響が懸念されています。

本市でも、農薬や殺虫剤、床のワックスなどの使用により、健康被害を訴える事例が生じ、一部の学校施設で薬剤の使用をやめるなどの対応を行ってきました。

近年、化学物質使用の制限につきましては、農薬取締法を所管する農林水産省のほか、環境省、厚生労働省、経済産業省、文部科学省というように、複数の省庁から法令や指針等が出され、その徹底が求められています。

本市としまして、これらの国の動向などを踏まえ、化学物質の使用に関する理解を深めるとともに、化学物質使用による健康被害防止に向けて、全市的な対策を進めていく必要があると考えます。

そこで、まず、市が管理（委託、指定管理を含む。）し、市民等が利用する施設において、利用者や周辺住民などへの化学物質の影響を減らしていくため、農薬や薬剤などの使用低減や被害防止に向けた取り組みを検討していくこととしました。

平成22年1月に市関係課により、「宗像市化学物質使用に関するガイドライン策定ワーキング」を立ち上げ、市が管理する施設における農薬や薬剤などの化学物質の使用状況を調査するとともに、今後の対応方針につきまして協議を進めました。その基本となる方針、共通ルールをまとめたものが、この「宗像市管理施設における化学物質使用に関するガイドライン」です。

なお、このガイドライン策定は、同様の取り組みが市内の住民や事業者などに広がることも狙いの一つとしております。

はじめに	P1
I. 基本方針	P3
1. 化学物質をできるだけ使用しない	
（1）化学物質の使用をできるだけやめる	
（2）やむを得ず使用する場合 → 人などへの影響を減らす努力をする	
2. 化学物質の使用情報の開示	
（1）化学物質使用の周知徹底	
（2）化学物質使用状況の公開	
3. 化学物質の健康被害への対応	
（1）健康被害情報の連絡	
（2）健康被害への対応	
II. 具体的な取り組みに向けて	P5
1. 樹木・植栽への農薬の散布	
（1）農薬に関する法令等	
（2）農薬使用による影響低減への取り組み	
2. 施設内における薬剤等の塗布・散布	
（1）化学物質による室内空気汚染に関する主な法令等	
（2）薬剤等の使用による影響低減への取り組み	
（3）施設の新築・改築・改修等及び備品購入時の取り組み	
III. 関係資料	P12
1. 市有施設等における化学物質使用状況調査実施概要	
（1）調査の概要	
（2）今後の使用状況の把握、及び進行管理について	
2. 宗像市化学物質の使用に関するガイドライン策定及び推進体制	
（1）構成及び役割	
（2）ワーキング会議、及び勉強会の開催	
（3）健康被害情報の連絡体制（基本的な流れ）	
（4）市公式ホームページへの掲載	
3. 参考資料	
（1）厚生労働省の室内濃度指針値	
（2）住宅地等における農薬使用について	
（3）その他の主な参考文献	

市が管理する施設における健康被害が懸念される化学物質の使用として、公園の樹木・植栽や街路樹などへの農薬（防虫・殺虫剤など）散布と、学校などの建物内における防虫・殺虫剤の散布や清掃に伴う薬剤の塗布・散布などに大別される。

いずれの場合も、農薬や薬剤などの化学物質の使用について、状況の確認なしに定期的に行っているものをはじめとし、**使用をできる限り取りやめることを基本とする。**

状況をよく調査し、他の手段・方法を検討する。やむを得ず使用する場合は、必要最小限度にとどめ、告知や周知を徹底するとともに、飛散防止策などをできる限り講じる。

また、健康被害に対して、市関係課等で連携して対処する。

【対象施設】

市が管理（委託、指定管理を含む。）し、市民等が利用する施設



【基本方針に沿った手順の流れ】

1. 化学物質をできるだけ使用しない

（１）化学物質の使用をできるだけやめる

- ①病虫害の発生状況や被害、影響などの確認なしに農薬や薬剤等を使用しない。
- ②病虫害や汚れを物理的に取り除くなど他の方法をとる。
- ③毎年（毎月・毎週）やっているからといった機械的、定期的な使用はやめる。

（２）やむを得ず使用する場合 → 人などへの影響を減らす努力をする

- ①状況に適した、できるだけ人などに影響しない農薬や薬剤等を選ぶ。
- ②使用方法をよく確認し、遵守する。
- ③使用する量や使用する区域・場所を必要最小限度にとどめる。
- ④屋外での使用の際は、風の弱い時や風向き、天候、時間帯を選ぶ。
- ⑤室内での使用の際は、化学物質の揮発性に注意し、換気などを行う。
- ⑥状況に応じて、使用した区域や場所に人が立ち入らないように表示や区分けを行い、建物内ではできる限り覆いや施設などを行う。

2. 化学物質の使用情報の開示

(1) 化学物質使用の周知徹底

- ①農薬や薬剤等を使用する場合は、事前、事後ともに施設利用者や近隣住民に十分な周知を行う。特に、学校や通学路など子どもへの影響に注意する。
- ②使用日時や、目的、農薬や薬剤等の種類、使用方法、使用する区域や場所を表示や看板、文書などで知らせる。

(2) 化学物質使用状況の公開

- ①さらに、使用時に、使用日時・目的、農薬の種類・使用方法、使用場所等を、市公式ホームページへ掲載する。
- ②必要に応じ、各施設等において、これらの使用状況や使用低減に向けた取り組み状況などを掲示する。

3. 化学物質の健康被害への対応

(1) 健康被害情報の連絡

- ①市が管理する施設での化学物質使用による健康被害の情報がいった場合、または、その可能性がある場合は、所管課等へ連絡する。
- ②各施設の所管課等は、委託管理などの場合は早急に連絡を取り、連携して対処する。

(2) 健康被害への対応

- ①所管課等は、化学物質の使用状況や健康被害の状況などを確認し、原因を究明する。
- ②健康被害が市所有施設等における化学物質の使用によることが明らかな場合は、農薬や薬剤等の使用を見直すなど、改善策を講じる。状況に応じ、関係者や被害者等と話し合い、個別の対応策をとる。



II. 具体的な取り組みに向けて

1. 樹木・植栽への農薬の散布

(1) 農薬に関する法令等

農薬に含まれるものは、農作物（樹木や農林産物を含む）の病虫害防除や成長調節のために使用する薬剤等であり、農薬取締法は、これらを使用する際に、農業者のみならず、すべての使用者が守らなければならない事項を定めている。

また、平成25年に農林水産省と環境省の局長の連名で都道府県知事等あてに通知された「住宅地等における農薬使用について」では、住宅地近隣で農薬を散布する場合の影響を考慮し、物理的防除の優先、散布時の付近の住民へ周知、飛散の防止など、環境への影響を低減するための事項が具体的に記載されている。

これらは、国が指導、啓発する農薬使用に際しての遵守事項であり、本市としてもこれに準じた取り組みを基本とするものである。

(2) 農薬使用による影響低減への取り組み

I.の「基本方針に沿った手順の流れ」に従い、チェック項目を定め、遵守事項の徹底を図る。

●まず、農薬使用の是非を次の手順に沿って検討し、判断する。

【使用検討時】

【チェック項目】	
①病虫害による被害状況を把握する	
a.病虫害の発生状況を確認したか？ b.被害（病虫害による樹木や植栽、人体や生活への影響）はあるか？ ある場合、どの程度か？	☐ 病虫害名 ☐ 発生状況 ☐ 被害状況
②物理的防除を優先する。他の方法を考える	
a.病虫害の被害が認められる場合、病虫害の捕殺や剪定など、物理的な防除は可能か？コスト面はどうか？ b.他に有効な方法はないか？	☐ 物理的防除の採否 ☐ 他の方法の有・無 ☐ 「有」の場合の方法
③農薬使用による健康被害例の確認	
a.近隣住民や施設利用者、学校の生徒などに、化学物質に過敏な人はいないか？過去の健康被害例などはないか？	☐ 健康被害例の有・無 ☐ 「有」の場合の対策
④農薬使用の判断	
①～③をもとに、農薬使用を判断する	☐ 農薬使用の可否 ☐ 判断理由

- 農薬使用はやむを得ないと判断した場合、次の手順に従い、人などへの影響をできるだけ抑えるよう努める。

【使用時】

⑤適切な農薬を選ぶ

- a.誘引、塗布、樹幹注入など、飛散しない農薬の使用を検討したか？このような方法が取れず、散布する場合の理由は？
- b.使用する農薬の種類や使用方法をよく確認し、対象の病害虫、植物等に適した農薬を選んだか？
- c.製品安全性データシート（MSDS）を取り寄せたか？
- d.使用量は必要最小限とし、適量か？
- e.最小限の部位及び区域であるか？

【チェック項目】

- ☐使用方法
- ☐散布の場合の理由
- ☐農薬の種類
- ☐対象病害虫名
- ☐対象植物名
- ☐製品安全データシート
- ☐希釈倍率、使用量
- ☐使用範囲

⑥日時や区域・場所を決める

- a.業務委託契約等の際、使用者責任及び作業従事者を明確にしているか？
- b.近隣住民や関係者に周知を徹底する時間はあるか？
- c.緊急度はどの程度か？
- d.天候（風の弱い日）や時間帯を選んだか？
- e.気象条件が合わない場合の代替日も設けたか？
- f.使用する区域や場所は必要最小限の範囲か？
- g.使用する場所の近くに、学校や通学路、保育園や幼稚園などがあるかを確認したか？

- ☐責任者の明確化
- ☐使用日までの日数
- ☐緊急度
- ☐使用予定日時
- ☐実施する天候
- ☐代替日
- ☐使用区域・場所
- ☐近隣の学校、通学路等

⑦周知を徹底する

- a.周知内容に、使用日時や目的、農薬の種類や使用方法、使用する区域や場所などを記載しているか？
- b.住宅地付近では、窓を閉め洗濯物を屋外に干さないこと、乗用車を付近に駐車しないことなどを記載したか？
- c.事前に期間を設けて周知したか？緊急時には、できるだけ早く周知を行ったか？
- d.施設利用者や周辺住民、近くの学校や通学路、保育園や幼稚園などに連絡したか？
- e.表示や看板、回覧文書、HPなどで知らせたか？
- f.状況に応じて、使用した区域や場所に人が立ち入らないように表示や囲いなどを行ったか？
- g.使用後も引き続き周知を行ったか？

- ☐周知内容
（使用日時・目的、農薬の種類・使用方法、使用場所、注意喚起事項等）
- ☐事前周知期間
- ☐周知、連絡先（自治会、学校等）
- ☐周知方法（看板や回覧、文書、HP等）
- ☐立ち入り防止策等
- ☐事後周知期間

【表示例① 樹木・植栽への農薬散布時】

農薬・薬剤等使用のお知らせ	
日 時	◇月◇日(◇)◇時◇分～
場 所	〇〇公園 サクラ〇本
目 的	□□□の幼虫除去のため
農薬・薬剤等	△△△剤(△△△△倍希釈液△△ℓ)
方 法	散布
作業者及び作業責任者	××造園 電話×××-×××× 責任者〇〇〇
管理責任者	宗像市役所●●●課 電話●●-●●●●
利用される方へ	◎・・日まで使用した場所には近づかないように しましょう！
その他 (使用場所の位置など)	【近隣の住民の方へ】 ◎当日は、窓を閉め、洗濯物を外に干さないように にしましょう。 ◎近くに車を駐車するのはやめましょう。 【散布対象樹木の位置図】

2. 施設内における薬剤等の塗布・散布

(1) 化学物質による室内空気汚染に関する主な法令等

90年代から化学物質による室内空気汚染等により、シックハウス症候群などの健康被害が社会的な問題となったため、関係各省庁により法制度や規制の整備が進められてきた。

厚生労働省は、室内空気汚染対策に係るガイドラインを策定し、原因物質としてホルムアルデヒドやトルエンなど13物質の濃度指針値を定め、注意を喚起している。

また、文部科学省は、学校施設整備指針で、学校施設内での化学物質濃度の低減化を指導項目にあげるとともに、学校におけるシックハウス症候群（シックスクール）対策の一環として、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準を定め、教室等の環境について、揮発性有機化合物6物質を検査項目としている。

そのほか、国土交通省の建築基準法改正によるホルムアルデヒドに関わる建材、換気設備の規制や、住宅品質確保法による住宅性能表示制度、厚生労働省の建築物衛生法による建築物環境衛生管理基準などが設けられている。

これらの法令や制度は、本市の所有施設等における薬剤等の使用に際しても基本的な遵守事項であり、前提となるものである。

(2) 薬剤等の使用による影響低減への取り組み

I.の「基本方針に沿った手順の流れ」に従い、チェック項目を定め、遵守事項の徹底を図る。

●まず、薬剤等使用の是非を次の手順に沿って検討し、判断する。

【使用検討時】

①病虫害による被害状況を把握する

- a.病虫害の発生状況、被害を確認したか？被害がある場合、どの程度か？
- b.薬剤等を使用しない場合、施設の衛生面や耐久性で課題があるか？ ある場合、どの程度か？

【チェック項目】

- ☐病虫害名
- ☐発生状況、被害状況
- ☐衛生面や耐久性の課題

②物理的防除を優先する。他の方法を考える

- a.病虫害の被害が認められる場合、病虫害の捕殺など、物理的な防除は可能か？コスト面はどうか？
- b.衛生面や耐久性維持のために、薬剤を使用しない方法はあるか？コスト面はどうか？
- c.他に有効な方法はないか？

- ☐物理的防除の採否
- ☐他の方法の有・無
- ☐「有」の場合の方法

③健康被害例の確認

- a.施設利用者や学校の生徒などに、化学物質に過敏な人はいるか？過去の被害例などはないか？

☐健康被害例の有・無

☐「有」の場合の対策

④薬剤等使用の判断

①～③をもとに、薬剤等の使用を判断する

☐薬剤等使用の可否

☐判断理由

●薬剤等の使用はやむを得ないと判断した場合、次の手順に従い、人などへの影響をできるだけ抑えるよう努める。

【使用時】

⑤適切な薬剤等を選ぶ

- a.殺虫剤、床ワックス、トイレの洗剤などが、シックハウス症候群の原因物質を含んでいないか？
b.使用する薬剤等の種類や使用方法をよく確認し、目的に適したものを選んだか？
c.製品安全性データシート（MSDS）を取り寄せたか？
d.使用量は必要最小限とし、適量か？

【チェック項目】

☐薬剤の種類

☐原因物質の有・無

☐使用方法

☐使用目的

☐製品安全データシート

☐使用量

⑥日時や区域・場所を決める

- a.施設利用者や関係者に周知を徹底する時間はあるか？（緊急時を除く）
b.休日など人がいない日や時間帯を選んだか？
c.使用する区域や場所は必要最小限の範囲か？

☐使用日までの日数

☐緊急時の状況

☐使用予定日時

☐使用区域・場所

⑦周知を徹底する

- a.周知内容に、使用日時や目的、薬剤の種類や使用方法、使用する区域や場所などを記載しているか？
b.事前に期間を設けて周知したか？緊急時には、できるだけ早く周知を行ったか？
c.施設利用者や関係者などに連絡したか？
d.表示や看板、回覧文書、ホームページなどで知らせたか？
e.状況に応じて、使用した区域や場所に人が立ち入らないように表示や囲い、施錠などを行ったか？
f.使用後も引き続き周知を行ったか？
g.使用后、窓を開けるなど換気を十分に行ったか？

☐周知内容

（使用日時・目的、薬剤等の種類・使用方法、使用場所、注意喚起等）

☐事前周知期間

☐周知、連絡先

☐周知方法（看板や回覧、文書、HP等）

☐立ち入り防止策等

☐事後周知期間

☐換気の実施

(3) 施設の新築・改築・改修等及び備品購入時の取り組み

市の管理施設の新築・改築・改修等を行う場合や、備品を購入する場合には、次のような点に配慮し、ホルムアルデヒド、トルエン等化学物質の影響をできるだけ抑えるよう努める。

①施設の新築・改築・改修等

- a. 学校施設においては、化学物質による室内汚染等に十分配慮する。建材や施工材等は、できるだけ化学物質が低濃度のものを選ぶ。
- b. 工事に伴う化学物質の散布等に際しても、I.の「基本方針に沿った手順の流れ」の趣旨を理解し、人などへの影響をできるだけ配慮する。特に、近隣住民や通行人、施設の関係者や利用者などへの告知や周知を徹底する。

②机、いす、コンピュータ等備品の購入

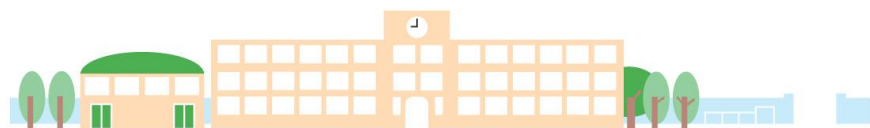
- a. 机、いす、パソコン等の備品を購入する場合は、できるだけ化学物質の放散量が少ない仕様のものを選ぶ。

③空気環境の検査

- a. 学校環境衛生基準や建築物環境衛生管理基準を超える検査結果が見られた場合は、原則として施設の使用を中止する。再検査を行い、基準値に適合していることを確認した上で施設の使用を再開する。
- b. 健康被害の訴えがある場合は、原因を調査するとともに、換気を十分に行うなどの対策を講じる。

④児童などの健康被害への対応

- a. 児童、特に学校の生徒などの健康被害の訴えや相談等に対しては、保護者から病状や配慮すべき事項等を診断書等でよく確認し、関係部署と教職員、学校医が連携して対応する。
- b. 状況によっては、該当施設における薬剤等の使用方針の抜本的な見直しや、個別の柔軟な対応を検討する。



【表示例② 施設内への薬剤等使用時】

農薬・薬剤等使用のお知らせ	
日 時	◇月◇日(◇)◇時◇分～
場 所	館内各室、廊下、ロビー
目 的	施設内清潔保持及び床材保護のため
農薬・薬剤等	△△△剤(△△ℓ)
方 法	塗布
作業者	××ビル管理 電話×××-××××
管理責任者	宗像市役所●●●課 電話●●-●●●●
利用される方へ	◎特に、化学物質過敏症などの発症歴がある方は、入館時にご注意ください。 ◎上記薬剤のために気分が悪くなったと思われる方は、外で新鮮な空気を吸いましょう。症状がひどい場合は、インフォメーション係員までお声をおかけください。
その他 (使用場所の位置など)	

【表示例③ トイレの薬剤等使用時】

トイレを利用される方へ
①このトイレでは、清掃時に廃油石鹼をできるだけ使用しておりますが、汚れがひどいときには次のとおり薬剤を使用しております。 ●商品名：△△△ ●薬剤名：界面活性剤、□□□ ●使用頻度：週1回程度 ②芳香剤として、次のものを使用しております。 ●商品名：○○○ ●薬剤名：◇◇◇ ◎特に、化学物質過敏症などの発症歴がある方は利用時にご注意ください。 ◎上記薬剤のために気分が悪くなったと思われる方は、外で新鮮な空気を吸いましょう。症状がひどい場合は、事務室係員までお声をおかけください。
管理者：××ビル管理 電話×××-××××
管理委託者：宗像市役所●●●課 電話●●-●●●●

Ⅲ. 関係資料

1. 市有施設等における化学物質使用状況調査実施概要

(1) 調査の概要

宗像市化学物質使用に関するガイドライン策定ワーキングでは、市の管理施設などにおける農薬や薬剤などの化学物質の使用状況を調査するとともに、今後の対応方針等について協議を行った。

①調査項目

施設名、使用場所、主な使用化学物質（農薬、薬剤等）、使用方法等、使用頻度・時期、使用時の告知や周知、使用時の告知や周知の具体的方法等

②実施時期：平成22年1月～3月

③調査対象施設：平成21年度に化学物質を使用した市の管理施設

④調査報告施設一覧（所管課等及び施設の名称は平成21年度の表記）

所管課等	施 設
財政課	宗像市庁舎
市民活動推進課	宗像市玄海文化センター、弓道場、宗像市民体育館、玄海 B&G 海洋センター、中央公民館、岬・池野地区公民館、宗像ユリックス
コミュニティ課	吉武・赤間・赤間西・南郷・自由ヶ丘・東郷・日の里地区コミュニティセンター
市民活動交流室	市民活動交流館
資源廃棄物課	資源物受入施設
環境保全課	浄楽苑宗像斎場
保健福祉政策課	ゆうゆうプラザ（平成 25 年 4 月 1 日閉館）、大島福祉センター
国保医療課	大島診療所
維持管理課	公園樹木 6 箇所、道路街路樹 2 箇所、公衆トイレ 29 箇所
商工観光課	道の駅むなかた、観光トイレ等 12 箇所、宗像市消費者センター
農業振興課	かのこの里、正助ふるさと村
渡船課	大島渡船ターミナル
学校教育課	小学校 15 校、中学校 7 校
子ども課	学童保育所 17 箇所
下水道課	宗像終末処理場
学校給食課	小学校 14 校、中学校 6 校の給食室及び大島調理場
大島行政センター	大島行政センター、大島へき地保育所

(2) 今後の使用状況の把握、及び進行管理について

市の管理施設での化学物質の使用に際し、使用日時・目的、農薬の種類・使用方法、使用場所等を所管課等が随時市公式ホームページへ掲載することにより、使用状況が把握でき、進行管理にも活用していく。

2. 宗像市化学物質の使用に関するガイドライン策定及び推進体制

(1) 構成及び役割（平成 22 年策定当初）

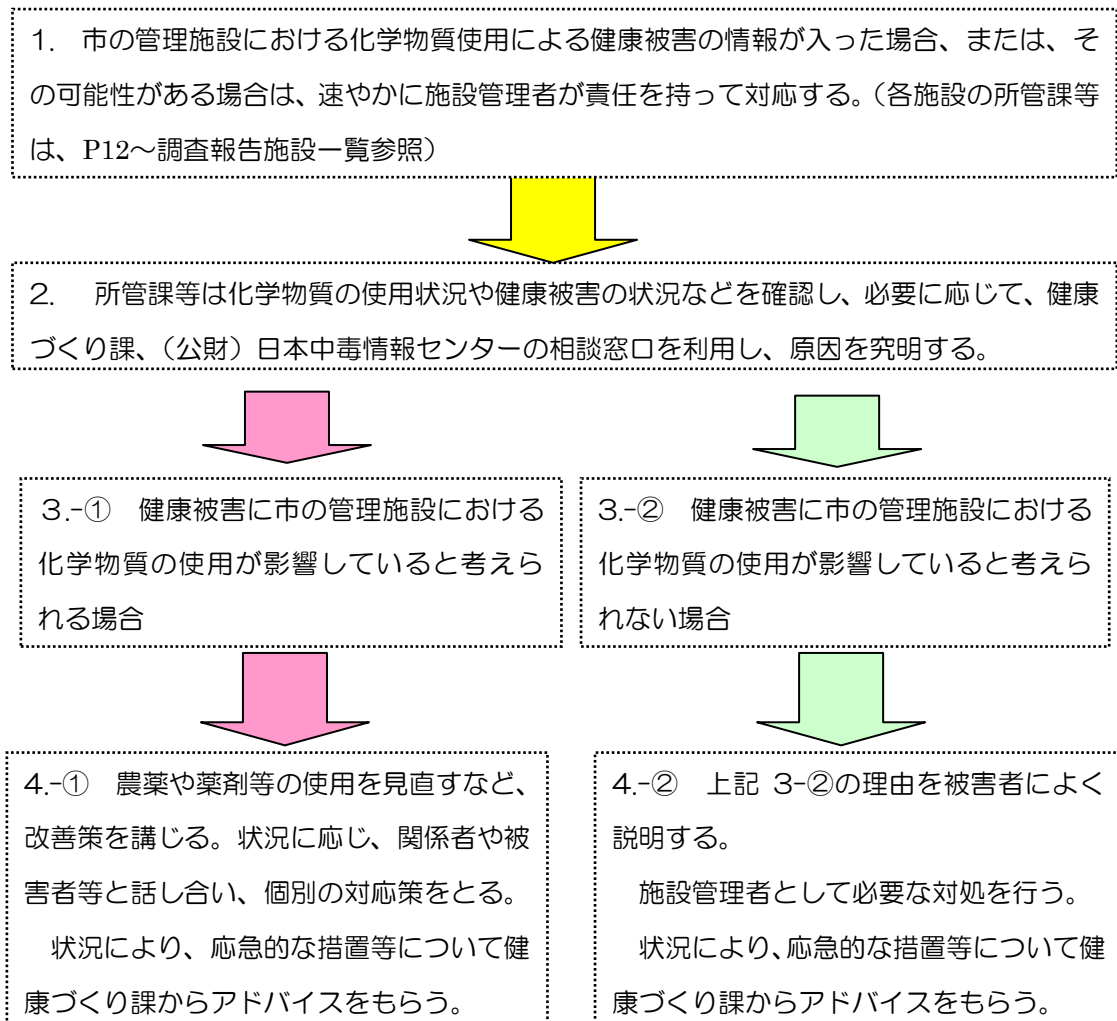
関係課	役 割
財政課	所管施設での化学物質使用及び飛散対策に関すること
市民活動推進課	所管施設での化学物質使用及び飛散対策に関すること
健康づくり課	化学物質による健康被害対策に関すること
環境保全課	住宅地等における化学物質の飛散対策に関すること 会議の庶務・総括 市管理施設における化学物質使用状況の進行管理に関すること
維持管理課	所管施設での化学物質使用及び飛散対策に関すること
農業振興課	農薬の安全かつ適正な使用と危害防止に関すること 農地等における農薬散布対策に関すること
学校管理課	所管施設での化学物質使用及び飛散対策に関すること

※ガイドライン策定ワーキングは、関係課の課長及び係長もしくは係員により構成

(2) ワーキング会議、及び勉強会の開催

会議・勉強会	開催日	議題等
第 1 回会議	平成 22 年 1 月 13 日	ワーキング設置案、使用状況調査の実施
第 2 回会議	平成 22 年 2 月 3 日	使用状況調査の結果報告、今後の対策、ガイドラインの骨格、勉強会開催
勉強会	平成 22 年 2 月 22 日	化学物質アドバイザー（環境省パイロット事業）による講演「化学物質の適正使用に係る基礎知識と今後の方向性」
第 3 回会議	平成 22 年 3 月 25 日	ガイドライン（案）の検討
第 4 回会議	平成 22 年 5 月 21 日	ガイドライン（案）のまとめ

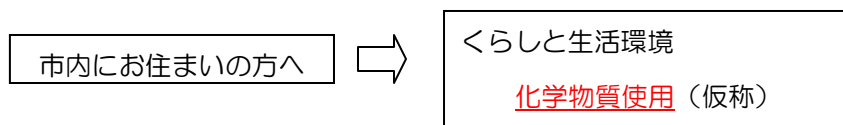
(3) 健康被害情報の連絡体制（基本的な流れ）



(4) 市公式ホームページへの掲載

①掲載箇所

情報を集約化できる専用の項目を設ける。



②掲載内容

- ・市の管理施設における化学物質使用情報
（使用日時・目的、農薬の種類・使用方法、使用場所等を所管課等が随時掲載する。）
- ・「宗像市管理施設における化学物質使用に関するガイドライン」
- ・環境省等資料～農薬飛散被害防止リーフレット（環境省・農林水産省）、公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアル（環境省・農林水産省）など

3. 参考資料

(1) 厚生労働省の室内濃度指針値

指針値は、超えた場合を下げる目安であり、この濃度まで許されるというものではなく、できる限り下げることが望ましいとされる。

揮発性有機化合物	室内濃度指針値	主な使用場所、発生源等
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	合板、接着剤、防かび剤
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	シンナー、塗料、接着剤、ラッカー
キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm)	塗料、芳香剤、接着剤、油性ペイント
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	防虫剤、防臭剤
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)	塗料、接着剤
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	断熱材、畳、接着剤、発泡スチロール
クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb) , 小児 の 場 合 は 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)	殺虫剤、防虫剤、防蟻剤
フタル酸ジ-n-ブチル	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppm)	プラスチック可塑剤、塗料、顔料
テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	灯油、塗料
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (7.6ppb)	可塑剤、壁紙、床材
ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	殺虫剤
アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	接着剤、防腐剤、
フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	殺虫剤、防蟻剤
総揮発性有機化合物量(TVOC)	暫定目標値 400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	

(気中濃度ppmは25℃換算)

※ppm、ppbは量の単位ではなく、濃度や割合を示す単位。ppmは100万分の1、ppbは10億分の1を示す。

(ワーキング勉強会資料(「シックハウス症候群に関する相談と対策マニュアル」出展)より抜粋)

（２）住宅地等における農薬使用について

（平成25年4月26日付農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長名 各都道府県知事あて通知）

2 5

住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第6条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号農林水産省消費・安全局長通知）及び「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、依然として、児童・生徒が在校中の学校や開園時間中の公園、庭園等で農薬が散布された事例、街路樹等に対し害虫の発生状況にかかわらず一定の時期に決まった農薬が散布されている事例、周辺住民に事前の通知がないままに農薬が散布された事例等が報告されており、地方公共団体の施設管理部局、庭園、緑地等を有する土地・施設等の管理者等に本通知の趣旨が徹底されていない場合があると考えられる。

ついては、住宅地等における農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、下記の事項について貴職の協力を要請する。また、別添のとおり関係府省宛てに通知したところであり、貴管下の施設管理部局、農林部局、環境部局等の間においても緊密な連携が図られるよう配慮いただくとともに、貴管内の市区町村においても同様の取組が行われるよう、市区町村に対する周知・指導をお願いする。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）は廃止する。

記

1 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病害虫・雑草管理（以下「病害虫防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）（以下「農薬使用者等」という。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導すること。

2 地方公共団体が行う病害虫防除における取組の推進

貴地方公共団体が管理する施設における植栽の病害虫防除等が、別紙の1を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病害虫防除等を行う者に徹底すること。取組に当たっては、以下のような地方公共団体における取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。

（１）植栽管理の業務の委託に当たり、当該業務の仕様書において、農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記帳・保管等、別紙の1に掲げる事項を業務内容として規定する。

（２）入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方公共団体が指定する研修を受けていること又は当該地方公共団体が指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）等）を有していることを規定する。

（３）地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する。

また、植栽管理に係る役務については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12 年法律第100 号））に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25 年2 月5 日変更閣議決定）において、「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病害虫防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、庁舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。

3 相談窓口の設置等の体制整備

健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があった場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備すること。

住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項

1 公園、街路樹等における病虫害防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあっては、当該土地・施設等の管理者、病虫害防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- (1) 植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適應し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- (2) 病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- (3) 病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和25 年法律第53 号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- (4) 農薬取締法（昭和23 年法律第82 号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5) 病虫害の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病虫害防除では、病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病虫害に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。

なお、現に複数の病虫害が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。

(6) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。

(7) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。

また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。

さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

(8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。

病虫害防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。

(9) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。

(10) 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病虫害の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

(1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。

(2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。

(3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。

- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。
- (7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成17年9月30日農林水産省消費・安全局植物防疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成22年3月農林水産省消費・安全局植物防疫課)も参考とすること。

(3) その他の主な参考文献

- ・農薬飛散被害防止リーフレット(環境省・農林水産省)
- ・公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル(環境省・農林水産省)
- ・かんたん化学物質ガイド(環境省)
- ・化学物質の使用に関するガイドライン(佐賀市版)
- ・東京都子どもガイドライン(室内空気編、殺虫剤事業者向け)
- ・県立学校のシックスクール問題対応マニュアル(埼玉県教育委員会)
- ・シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会中間報告―第8回～第9回のまとめについて(厚生労働省)
- ・学校環境衛生基準(文部科学省)
- ・小学校・中学校施設整備指針(文部科学省)
- ・改正建築基準法に基づくシックハウス対策(国土交通省)
- ・シックハウス相談マニュアル((財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)
- ・シックハウス症候群に関する相談と対策マニュアル((財)日本公衆衛生協会)
- ・ワーキング勉強会資料「化学物質の適正使用に係る基礎知識と今後の方向性」(環境省事業 化学物質アドバイザー)

- このガイドラインについてのお問い合わせは
宗像市市民協働環境部環境課
☎0940-36-1421
- 農薬についてのお問い合わせは
宗像市産業振興部農業振興課
☎0940-36-0041
- 宗像市公式ホームページアドレス
<http://www.city.munakata.lg.jp/>

平成22年6月

平成25年5月1日改訂